

新型コロナウイルス感染症に係る当面の業務体制について

令和2年4月24日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、政府による4月7日の7都府県に対する緊急事態宣言の発令、4月16日の緊急事態宣言の全都道府県への拡大の措置を踏まえ、人の移動・接触を7割から8割減少させ感染防止を図るとの観点から、在宅勤務（テレワーク）を積極的に活用するなどの対応を進め、社会的に要請される業務の継続を図ってきたところです。

今般、当面の緊急事態宣言の設定期間の終盤に入ることから、更なる感染拡大の可能性を念頭において、下記のとおり、4月27日から5月8日までの間、原則として全役職員を在宅勤務といたします。これまで以上に皆様にご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

在宅勤務対象者：全役職員（ただし、やむを得ず出勤せざるを得ない者を除く。）

実施予定期間：令和2年4月27日（月）から同5月8日（金）まで

2. 期間中における連絡先

役職員のメールアドレスをご存知の方は、基本的にはメールでの連絡をお願いします。
なお、緊急の場合等には、別添の電話連絡先へお願いします。

以上